

「地域福祉計画」、「障がい者総合プラン」及び「子ども総合プラン」 の策定について

1 計画策定理由

地域福祉計画（社会福祉法第107条）、障がい者総合プラン（障害者基本法第11条第3項）及び子ども総合プラン（次世代育成支援対策推進法第8条第1項）については、それぞれ総合計画の個別計画に位置付けられており、計画期間が終了することから、新たに策定する総合計画の進捗に合わせて策定する。

2 計画期間

計画の名称	R6	R7	R8	R9	R10
青森市地域福祉計画（R6.10月策定）					
青森市障がい者総合プラン（R6.10月策定）					
青森市子ども総合プラン（R6.10月策定）					
（参考）青森市総合計画（R6.10月策定）					

3 策定体制等

○地域福祉計画

検討組織：青森市健康福祉審議会 地域福祉専門分科会

○障がい者総合プラン

検討組織：青森市健康福祉審議会 障がい者福祉専門分科会

○子ども総合プラン

検討組織：青森市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会

※アンケート調査（令和5年度）の実施及び「わたしの意見提案制度（パブリックコメント）」（令和6年度）の実施。

4 スケジュール（各計画共通）

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
										・計画素案の作成		
・策定について常任報告										・わたしの意見提案制度 （パブリックコメント）		
計画の内容検討及び健康福祉審議会での審議										・計画策定		
・アンケート調査の実施												